

# 安全就業のために

## 安全心得 10ヶ条

**1** 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないようにしましょう。

**2** 器具類は使用する前に必ず点検しましょう。

**3** 服装・履物は作業にあった動きやすいものにしましょう。



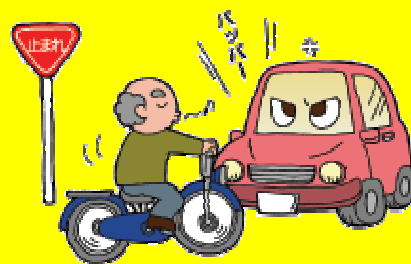
**4** 作業前には準備体操をして体をほぐしましょう。

**5** 加齢による、諸機能の低下を十分に認識し、無理のないようにしましょう。

**6** 就業現場は常に整理整頓を心がけましょう。

**7** 共同作業では、合図・連絡を正確に行いましょう。

**8** 酒気を帯びての就業は絶対に慎みましょう。



**9** 健康には常に注意し、健康な状態で就業するようにしましょう。

**10** 就業の前日は、十分に睡眠をとるように心がけましょう。

# 安全就業はすべてに優先します

安全就業は、センターにとって最も重要な課題のひとつです！

傷害事故や健康障害が起こらぬよう、全会員が一致して安全就業・健康管理及び交通安全の確保に努め、安全就業に取り組むことが大切です。

センターでは、会員の安全就業のため、安全管理推進委員会が中心となり、会員や職員の安全就業に対する意識の向上に取り組んでいます。センターの安全就業基準並びに安全心得を遵守し就業してください。

しかし、万が一事故が起きた場合の為に、入会と同時に全会員がシルバー人材センター保険に加入します。センターが提供する仕事をしているときや、就業先への往復途中に万が一事故が起きた場合は、「シルバー人材センター団体傷害保険」及び「シルバー人材センター総合賠償責任保険」が適用されます。

## ケガをしたとき！

各自の**健康保険証**を使い、医師の治療を受けてください。

事故状況を早急にセンターへ連絡してください。



ケガの治療に専念してください。

ケガの完治または、期間 180 日が過ぎた場合は、センターに連絡してください。団体傷害保険金の請求の手続きを行います。

## 損害をあたえたとき！

事故状況を早急にセンターへ連絡してください。

**緊急連絡先は、事務局だよりを参考になり、何かに記入し、持ち歩きましょう！**

加害者との具体的なお話し合いはセンターが当たります。

**会員の勝手な判断による発言や行動は絶対にしないでください。**

センターが総合賠償責任保険の手続きを行います。

# シルバー人材センター団体傷害保険

## 傷害保険

センターから提供された仕事をしているときの傷害事故に適用される保険です。

会員と発注者や会員とセンターとの間には雇用関係がないので労災保険（労働者災害補償保険）の適用はありません。

### 1. 保険金が出るとき

センターからの仕事に従事中の傷害  
仕事に従事するために、指定された場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害  
センターの主催する講習会・総会等に参加中、及びその場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害。

### 2. 保険金が出ないとき

故意による事故  
飲酒時や違法行為の事故  
脳疾患、疾病、心身喪失、腰痛等

保険適用の査定は保険会社が行います。

上記以外でも査定により適用にならない場合があります。



### 3. 保険金（限度額）

種類	保険金額	保険金適用期間
死亡	1名につき600万円	事故が原因で、事故日から180以内に死亡した場合
入院	1日あたり5,000円	事故日から180日以内
通院	1日あたり3,000円	事故日から180日以内の90日が限度

上記保険金額等は、平成24年4月1日現在のものです。  
診断書発行手数料は、当事者会員の負担となります。

# シルバー人材センター総合賠償責任保険

## 賠償責任保険

会員が就業活動の中で、事故により第三者に損害を与えた場合、シルバー人材センターが、法律上の賠償責任を負うことになるリスクをてん補する保険です。

### 1. 保険金が出るとき

#### 請負業者特約事項

会員が就業中に他人の身体や財物に損害を与え、シルバー人材センターが法律上の賠償責任を負うことになったとき。

#### 生産物特約事項

会員が行った仕事にミスがあったため、作業終了後に他人の身体や財物に損害が発生し、シルバー人材センターが、賠償責任を負うことになったとき。

#### 受託者特約事項

会員が管理している他人の財物に損害が生じ、シルバー人材センターが、賠償責任を負うことになったとき。

### 2. 保険金が出ないとき

故意による事故

当事者同士の事故

飲酒時や違法行為の事故

車両運転中の事故



**保険適用の査定は保険会社が行います。**

**上記以外でも査定により適用にならない場合があります。**

### 3. 保険金（限度額）

種類	保険金額
請負	身体賠償 1名につき1億 / 1事故につき1億
	財物賠償 1事故につき1億
生産物	身体賠償 1名につき1億 / 1事故につき1億 / 保険期間中1億
	財物賠償 1事故につき1億 / 保険期間中1億
受託者	財物賠償 1事故につき1,000万円 / 保険期間中1,000万円

**上記保険金額等は、平成24年4月1日現在のものです。**

**事故の状況によっては、その賠償の一部を会員が負担することがあります。**

# センターの活動に積極的に参加しよう

## 未経験の仕事にもチャレンジしてみよう！

センターにはいろいろな仕事があり、自分でしたいと思う仕事に就ければよいのですが、自分が希望する仕事がない場合もあります。このような時は、他の仕事にもチャレンジしてみる事です。あなたにとって新しい就業の分野が開かれるかもしれません。センターでは、このような会員のために各種技能講習会を行なっています。



## センター事業にも参加しよう！



センターでは働くだけでなく、子ども祭り・森と緑のフェスティバル等の鶴岡市主催イベントへの協力や鶴岡公園やカーブミラー清掃等のボランティア活動を通して地域社会に貢献しています。積極的に参加してください。

## 地域の組織活動に取り組もう！

センターでは地域ごとに地域班を設けています。地域班には班長がおり、毎月1日発行の事務局だよりの配布、総会等各種事業の会員参加の取りまとめ、地域懇談会の開催を行ない、理事とともに地域のリーダーとして活躍しています。各地域で特色ある活動を行なっていますので、地域活動にもぜひ参加してください。

